

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年10月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2200404 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 2200070 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月18日の標準賞与額を40万8,000円、同年12月5日の標準賞与額を43万円、平成16年7月16日の標準賞与額を40万1,000円、同年12月3日の標準賞与額を45万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和43年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間：① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所から、請求期間①から④までに係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

関東信越厚生局長は、令和3年8月16日（受付）に請求者が行った年金記録の訂正請求に対し、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできないとして、令和4年1月12日付けで不訂正決定（以下「当初の決定」という。）を行った。

しかしながら、当初の決定が行われた後にB銀行C支店から請求者に係る預金取引明細表が提出され、当該明細表及びA社の複数の同僚が保有する賞与明細書（以下「同僚の明細書」という。）から判断すると、請求者は平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日

及び同年 12 月 3 日において同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、預金取引明細表及び同僚の明細書により推認できる賞与額から、請求期間①は 40 万 8,000 円、請求期間②は 43 万円、請求期間③は 40 万 1,000 円、請求期間④は 45 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 15 年 7 月 18 日、同年 12 月 5 日、平成 16 年 7 月 16 日及び同年 12 月 3 日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200405 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200071 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 16 年 12 月 3 日の標準賞与額を 21 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 3 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 12 月 3 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 7 月
② 平成 16 年 12 月

年金事務所から、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 関東信越厚生局長は、令和 3 年 8 月 16 日（受付）に請求者が行った年金記録の訂正請求に対し、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めるることはできないとして、令和 4 年 1 月 12 日付けで不訂正決定（以下「当初の決定」という。）を行った。

しかしながら、当初の決定が行われた後に B 銀行 C 支店から請求者に係る預金取引明細表が提出され、当該明細表及び A 社の複数の同僚が保有する賞与明細書（以下「同僚の明細書」という。）から判断すると、請求期間②について、請求者は平成 16 年 12 月 3 日において同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、預金取引明細表及び同僚の明細書により推認できる賞与額から、21万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成16年12月3日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、預金取引明細表により、請求者は、平成16年7月16日にA社から3万円が支給されていることが確認できる。

しかしながら、同僚の明細書及び同僚の預金通帳等によると、賞与を支給された者と寸志を支給された者が確認できるところ、寸志は2万円、3万円又は4万円であり、当該寸志からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、平成18年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっている上、同社に係る商業登記簿謄本によると、平成21年4月*日付けで破産手続廃止が決定されているところ、代表清算人及び破産管財人は請求期間①に係る資料がない旨回答しており、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者の請求期間①当時の住所地を管轄するD市役所の担当者は、保存期間経過のため、当該期間に係る社会保険料控除額を確認できる資料はない旨陳述している上、請求者も当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2200406 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 2200072 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成15年12月5日の標準賞与額を22万5,000円、平成16年7月16日の標準賞与額を24万円、同年12月3日の標準賞与額を31万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和55年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間：① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所から、請求期間①から④までに係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 関東信越厚生局長は、令和3年8月25日（受付）に請求者が行った年金記録の訂正請求に対し、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできないとして、令和4年1月12日付けで不訂正決定（以下「当初の決定」という。）を行った。

しかしながら、当初の決定が行われた後にB銀行C支店から請求者に係る預金取引明細表が

提出され、当該明細表及びA社の複数の同僚が保有する賞与明細書（以下「同僚の明細書」という。）から判断すると、請求期間②から④までについて、請求者は平成15年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日において同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から④までに係る標準賞与額については、預金取引明細表及び同僚の明細書により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間②は22万5,000円、請求期間③は24万円、請求期間④は31万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成15年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、預金取引明細表により、請求者は、平成15年7月18日にA社から2万円が支給されていることが確認できる。

しかしながら、同僚の明細書及び同僚の預金通帳等によると、賞与を支給された者と寸志を支給された者が確認できるところ、寸志は2万円、3万円又は4万円であり、当該寸志からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、平成18年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっている上、同社に係る商業登記簿謄本によると、平成21年4月*日付けで破産手続廃止が決定されているところ、代表清算人及び破産管財人は請求期間①に係る資料がない旨回答しており、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者の請求期間①当時の住所地を管轄するD市役所の担当者は、保存期間経過のため、当該期間に係る社会保険料控除額を確認できる資料はない旨陳述している上、請求者も当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事實を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2200407号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2200073号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月18日の標準賞与額を35万6,000円、同年12月5日の標準賞与額を32万6,000円、平成16年7月16日の標準賞与額を35万8,000円、同年12月3日の標準賞与額を36万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和51年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間：① 平成15年7月18日
② 平成15年12月5日
③ 平成16年7月16日
④ 平成16年12月3日

年金事務所から、請求期間①から④までに係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

関東信越厚生局長は、令和3年8月18日（受付）に請求者が行った年金記録の訂正請求に対し、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めるることはできないとして、令和4年3月1日付けで不訂正決定（以下「当初の決定」という。）を行った。

しかしながら、当初の決定が行われた後にB銀行C支店から請求者に係る預金取引明細表が提出され、当該明細表及びA社の複数の同僚が保有する賞与明細書（以下「同僚の明細書」という。）から判断すると、請求者は請求期間①から④までにおいて、同社から賞与の支払を受

け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、預金取引明細表及び同僚の明細書により推認できる賞与額から、請求期間①は 35 万 6,000 円、請求期間②は 32 万 6,000 円、請求期間③は 35 万 8,000 円、請求期間④は 36 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 15 年 7 月 18 日、同年 12 月 5 日、平成 16 年 7 月 16 日及び同年 12 月 3 日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。